

幼児教育・保育の無償化

1. 「幼児教育・保育の無償化」の範囲

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス(3歳で迎える4月1日の年度)から小学校就学前までの児童と、2歳児クラス(3歳になって最初の3月31日までの年度)までの住民税非課税世帯の児童が対象となります。

また、無償化の対象となるサービスは、保育必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に認定を受ける必要があります。

2. 「幼児教育・保育の無償化」対応一覧表

子どもの年齢		3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校就学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで		
保育の必要性		あり	なし	あり		なし
住民税課税状況		—	—	非課税世帯	課税世帯	—
施設の種類	保育所(認可施設)、 認定こども園(保育利用)	無償	利用不可	無償	無償化の 対象外	利用不可
	幼稚園・認定こども園 (教育利用)	無償		—	—	—
	幼稚園・認定こども園の 預かり保育	11,300円/月 まで無償	無償化の対象外			
	新制度未移行幼稚園	25,700円/月まで無償				
	認可外保育施設、 一時預かり、 病児保育、 ファミリーサポート・センター	合計 37,000円/月 まで無償	無償化の対象外	合計 42,000円/月 まで無償	無償化の対象外	

※ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※ 企業主導型保育施設利用者の無償化は、児童育成協会から各施設に対し、助成を行うことにより実施されますので、施設等利用給付認定を申請することができません。詳細は、各施設へお問い合わせください。

3. 施設等利用給付認定の種類

施設等利用給付認定は、児童の年齢や保育の必要性に応じて、次の3つの区分があります。3つの認定区分に応じて、対象となる施設が変わります。

認定区分	年齢	課税状況	保育の必要性	対象となる児童	対象となる施設	
新1号認定	3歳児以上	—	なし	保育を必要としない、教育を希望する児童	教育	・新制度未移行幼稚園
新2号認定			あり	保護者の就労や疾病などの事由により保育を必要とする児童	保育	・幼稚園・こども園の預かり保育 ・認可外保育施設 ・一時預かり ・病児保育 ・ファミリーサポート・センター
新3号認定	3歳児未満	非課税世帯				・認可外保育施設 ・一時預かり ・病児保育 ・ファミリーサポート・センター